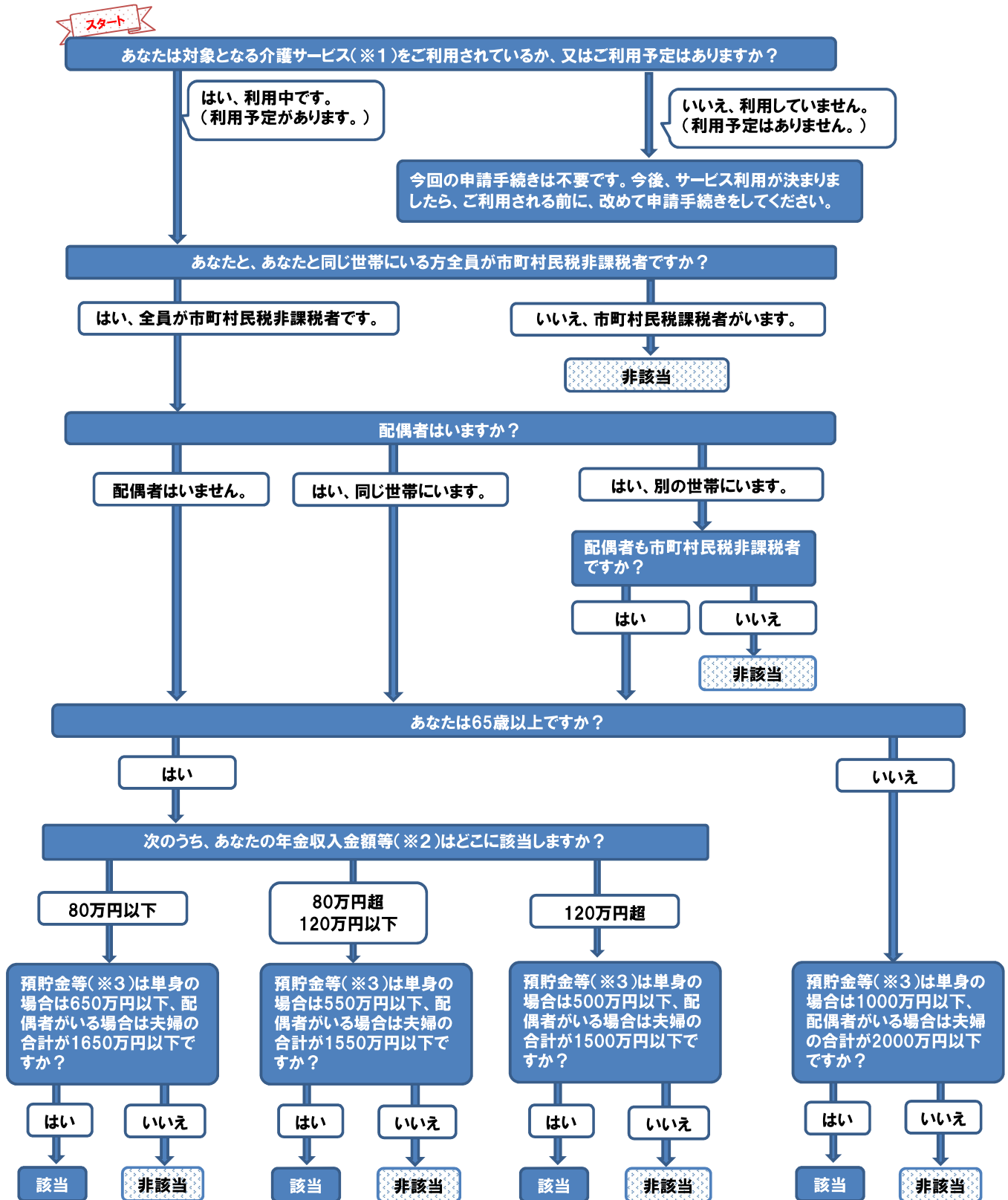


令和3年8月から 負担限度額認定の適用条件が変わります

- 申請書をご提出いただく前に、下のフロー図で令和3年8月1日以降も負担限度額認定証の交付対象になるかご確認ください。
- 交付対象となる場合は負担限度額認定申請書・預貯金通帳等のコピー等をご提出ください。
- 非該当となる方から申請書をご提出いただいても、負担限度額認定証は交付されません。



※1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院への入所、またはショートステイ(介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護)の利用

※2 公的年金等収入額と非課税年金収入額(基礎年金、厚生年金、共済年金等の遺族年金又は障害年金)とその他の合計所得金額(合計所得金額から譲渡特別控除額と公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額。マイナスの場合は0円として計算)の合計

※3 預貯金、現金、有価証券等の額の合計から、負債(住宅ローンや借入金等)を差し引いた金額